

**問題 1**

商業使用人に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 支配人は、当該支配人を選任した商人が許可した場合には、他の商人の使用人となることができる。
- イ. 商人は、その営業に関する特定の事項の委任をして使用人を選任した場合には、その旨を登記することを要する。
- ウ. 商人の営業所の営業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、相手方が悪意であったときを除き、当該営業所の営業に関し、一切の裁判上の行為をする権限及び一切の裁判外の行為をする権限を有するものとみなされる。
- エ. 商人の営業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人は、当該事項に関する一切の裁判外の行為をする権限を有する。

1. アイ        2. アウ        3. アエ        4. イウ        5. ウエ

**問題 2** 運送営業に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。なお、各運送契約には、商法の規定の適用を排除又は変更する特約はないものとする。

- ア. 運送人とは、自己の名をもって物品運送の取次ぎをなすことを業とする者をいう。
- イ. 運送人は、荷送人から請求があったときは、運送状を交付しなければならない。
- ウ. 運送品の一部がその性質又は瑕疵によって滅失したときは、運送人は運送賃の全額を請求することができる。
- エ. 運送品が到達地に達した後は、荷受人は運送契約によって生じた荷送人の権利を取得する。

1. アイ            2. アエ            3. イウ            4. イエ            5. ウエ

**問題 3** 次のア～エまでの記述のうちには、株式会社の設立に際して定款に記載し、又は記録しなければならない事項が二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 設立に際して出資される財産の価額又はその最低額
- イ. 設立に際して発行する株式の数
- ウ. 発起人の氏名又は名称及び住所
- エ. 公告方法

- 1. アイ
- 2. アウ
- 3. イウ
- 4. イエ
- 5. ウエ

**問題 4** 株式会社の設立に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 株式会社が成立しなかったときは、発起人は、連帶して、株式会社の設立に関する行為についてその責任を負う。
- イ. 設立する株式会社の債権者は、株式会社の成立の日から 2 年以内に、株式会社の設立の無効の訴えを提起することができる。
- ウ. 株式会社の設立の無効の訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。
- エ. 発起人がその債権者を害することを知って株式会社を設立した場合には、当該債権者は、株式会社の成立の日から 2 年以内に、株式会社の設立の取消しの訴えを提起することができる。

1. アイ            2. アウ            3. イウ            4. イエ            5. ウエ

**問題 5** 謾渡制限株式を発行する株式会社に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 公開会社でない株式会社は、定款を変更して発行可能株式総数についての定めを廃止することができる。
- イ. 公開会社でない株式会社は、株主総会の特別決議により、株式の内容として、謹渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを廃止することができる。
- ウ. 種類株式発行会社である公開会社は、謹渡制限株式の数が発行済株式の総数の2分の1を超えるに至ったときは、直ちに、謹渡制限株式の数を発行済株式の総数の2分の1以下にするための必要な措置をとらなければならない。
- エ. 種類株式発行会社である公開会社が、謹渡による謹渡制限株式の取得について承認をするか否かの決定をするには、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によらなければならない。

- 1. アイ
- 2. アウ
- 3. イウ
- 4. イエ
- 5. ウエ

**問題 6** 単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 株式会社は、単元未満株式を譲渡により取得した者が株主名簿の名義書換請求権行使することができない旨を定款で定めることができる。
- イ. 株式会社は、単元未満株式を有する株主が剩余金の配当を受ける権利を行使することができない旨を定款で定めることができる。
- ウ. 株式会社は、単元未満株式を有する株主が株式無償割当てを受ける権利を行使することができない旨を定款で定めることができる。
- エ. 株券発行会社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる旨を定款で定めることができる。

1. アイ            2. アウ            3. アエ            4. イウ            5. ウエ

**問題 7** 新株予約権の質入れに関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 新株予約権付社債権者は、新株予約権付社債についての社債が消滅したときは、当該新株予約権付社債に付された新株予約権に質権を設定することができない。
- イ. 証券発行新株予約権の質権者は、継続して当該証券発行新株予約権に係る新株予約権証券を占有しなければ、その質権をもって株式会社その他の第三者に対抗することができない。
- ウ. 新株予約権を目的とする質権は、株式会社が当該新株予約権を取得することによって当該新株予約権の新株予約権者が受けることのできる金銭等について存在する。
- エ. 新株予約権に質権を設定した者は、株式会社に対し、質権の設定日を新株予約権原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

1. アイ        2. アウ        3. アエ        4. イウ        5. イエ

**問題 8** 株主総会に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 取締役に対し株主総会の招集を請求することができる株主が、自ら株主総会を招集する場合には、裁判所の許可を必要としない。
- イ. 株主総会に出席しない株主が書面によって議決権行使することができる旨を定めた場合には、株式会社は、株主の全員の同意があれば、当該株主総会の招集の手続を省略することができる。
- ウ. 議決権行使の代理権を証明する書面が株式会社に提出されたときは、当該株式会社は、株主総会の日から 3箇月間、当該書面を本店に備え置かなければならない。
- エ. 定款の定めにより監査の範囲を会計に関するものに限定された監査役は、訴えをもつて株主総会の決議の取消しを請求することができない。

1. アイ      2. アウ      3. イウ      4. イエ      5. ウエ

**問題 9**

株式会社の役員の選任、解任及び辞任に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 監査役が 2 人ある監査役設置会社においては、当該 2 人の監査役の同意を得なければ、取締役は、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出することができない。
- イ. 株式会社は、正当な理由がなければ、株主総会の普通決議により、取締役を解任することができない。
- ウ. 会計参与は、株主総会において、会計参与の解任又は辞任について意見を述べることができると、選任について意見を述べることができない。
- エ. 株式会社が、株主総会の決議により監査役を解任するには、特別決議によらなければならない。

1. アイ      2. アエ      3. イウ      4. イエ      5. ウエ

**問題10** 取締役会への報告義務に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

ア. 特別取締役による取締役会の決議がなされた場合において、特別取締役の互選により定められた者は、当該決議の内容を報告するために、すべての取締役により構成される取締役会を招集しなければならない。

イ. 委員会設置会社でない株式会社において、代表取締役以外の取締役であって、取締役会の決議によって選定された業務執行取締役は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない。

ウ. 委員会設置会社においては、委員会がその委員の中から選定する者は、遅滞なく、当該委員会の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない。

エ. 委員会設置会社においては、各執行役は、取締役会に対し、自己の職務の執行の状況を、他の執行役を代理人として報告させることはできない。

1. アウ      2. アエ      3. イウ      4. イエ      5. ウエ

**問題11** 監査役に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 株式会社の監査役は、当該株式会社の子会社の会計参与を兼任することができない。
- イ. 株式会社の監査役は、当該株式会社の親会社の取締役を兼任することができる。
- ウ. 株式会社が監査役に対して訴えを提起する場合には、他の監査役が当該株式会社を代表する。
- エ. 株式会社は、監査役の全員の同意により、会計監査人の法定の任期を伸長することができる。

1. アイ      2. アウ      3. イウ      4. イエ      5. ウエ

**問題12**

監査役会の権限に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 監査役会は、監査役の全員の同意によって、会計監査人としてふさわしくない非行があった会計監査人を解任することができる。
- イ. 監査役会は、会計監査人の選任に関する議案を株主総会に提出することができる。
- ウ. 監査役会は、監査役の全員の同意によって、会計参与を解任することができる。
- エ. 監査役会は、会社の業務及び財産の状況の調査の方法を決定することができる。

1. アイ

2. アウ

3. アエ

4. イウ

5. ウエ

**問題13** 計算書類等に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 会計参与設置会社においては、会計参与は、取締役が作成した計算書類及びその附属明細書、並びに臨時計算書類を監査しなければならない。
- イ. 会計監査人設置会社においては、計算書類及びその附属明細書は、監査役(委員会設置会社にあっては、監査委員会)及び会計監査人の監査を受けなければならない。
- ウ. 取締役会設置会社においては、取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、取締役会の承認を受けた計算書類及び事業報告を提供しなければならない。
- エ. 取締役会設置会社(会計監査人設置会社を除く。)においては、定時株主総会に提出され、又は提供された計算書類及び事業報告は、定時株主総会の承認を受けなければならない。

1. アイ      2. アウ      3. イウ      4. イエ      5. ウエ

**問題14** 持分会社に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 合名会社は、清算の開始原因に該当することとなった後、遅滞なく、当該合名会社の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。
- イ. 合資会社は、当該合資会社の社員が出資義務を履行しない場合には、その出資義務を履行しない対象社員以外の社員の過半数の決議に基づき、訴えをもって対象社員の除名を請求することができる。
- ウ. 合同会社は、当該合同会社の社員が破産手続開始の決定という事由によっては退社しない旨を定めることができる。
- エ. 合同会社は、定款又は総社員の同意によって、当該合同会社が総社員の同意により解散した場合における当該合同会社の財産の処分の方法を定めることができる。

1. アイ      2. アウ      3. イウ      4. イエ      5. ウエ

**問題15**

募集社債の募集事項に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 会社は、募集社債の償還の方法及び期限を定めなければ、募集社債を発行することはできない。
- イ. 会社は、他の会社と合同して募集社債を発行することができる。
- ウ. 会社は、募集社債と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産を給付する旨の契約を締結することはできない。
- エ. 会社は、数回に分けて募集社債と引換えに金銭の払込みをさせることはできない。

1. アイ            2. アウ            3. イウ            4. イエ            5. ウエ

**問題16** 会社の定款の変更に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。

その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 発起人は、発起設立の手続において、発行可能株式総数を定款で定めていない場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、当該定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない。
- イ. 公開会社でない株式会社において、株主総会における議決権に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めた場合であって、当該定款の定めについての定款の変更(当該定款の定めを廃止するものを除く。)をするときは、株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- ウ. 持分会社は、総社員の4分の3以上に当たる多数をもって定款を変更することができる旨を定款で定めることができる。
- エ. 合同会社は、その社員の全部を無限責任社員とする定款の変更をすることにより、合名会社となることはできない。

1. アイ      2. アウ      3. アエ      4. イウ      5. イエ

**問題17** 組織再編における債権者の異議に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 株式会社が他の株式会社を吸収合併する場合において、吸収合併消滅株式会社の債権者は、当該吸収合併消滅株式会社に対し、当該吸収合併について異議を述べることができる。
- イ. 株式会社が新設分割をする場合において、新設分割後に新設分割株式会社に対して債務の履行を請求することができない新設分割株式会社の債権者は、当該新設分割株式会社に対し、当該新設分割について異議を述べることができない。
- ウ. 株式交換をする場合において、株式交換完全親株式会社の新株予約権の交付を受ける株式交換完全子会社の新株予約権者の有する新株予約権が新株予約権付社債に付されたものであるときは、当該新株予約権付社債についての社債権者は、株式交換完全子会社に対し、当該株式交換について異議を述べることができる。
- エ. 株式移転をする場合において、株式移転完全子会社の債権者は、株式移転設立完全親会社に対し、当該株式移転について異議を述べることができる。

1. アイ      2. アウ      3. イウ      4. イエ      5. ウエ

**問題18** 会社の組織に関する行為の無効の訴えに関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 吸収合併後存続する会社の破産管財人は、会社の吸収合併の無効の訴えを提起することができない。
- イ. 会社の新設分割の無効の訴えの被告は、新設分割をする会社及び新設分割により設立する会社である。
- ウ. 会社の吸収合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされた吸収合併は、当該吸収合併の効力発生時に遡ってその効力を失う。
- エ. 会社の新設分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、新設分割会社は、当該新設分割の効力が生じた日後に新設分割設立会社が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

1. アイ            2. アウ            3. イウ            4. イエ            5. ウエ

**問題19**

金融商品取引法に基づく開示に関する次のア～エまでの書類には、公衆の縦覧に供されるものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

ア. 有価証券届出書

イ. 目論見書

ウ. 四半期報告書

エ. 公開買付説明書

1. アイ

2. アウ

3. アエ

4. イエ

5. ウエ

**問題20**

公開買付制度及び大量保有報告制度に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 不特定かつ多数の者に対し、公告により社債券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘を行い、取引所金融商品市場外で社債券の買付け等を行う場合には、公開買付けによらなければならない。
- イ. 公開買付期間中に、応募株主等による契約の解除があった場合には、公開買付者は、当該契約の解除に伴う違約金の支払を請求することができる。
- ウ. 大量保有報告書の縦覧書類に記載された取得資金が、銀行からの借入れによる場合(内閣府令で定める場合を除く。)には、当該銀行の名称は公衆の縦覧に供されない。
- エ. 株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者は、短期間に大量の株券等を譲渡したものとして政令で定める基準に該当する場合においては、譲渡の相手方及び対価に関する事項についても当該変更報告書に記載しなければならない。

1. アイ      2. アウ      3. イウ      4. イエ      5. ウエ